

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 8月24日

【会社名】 株式会社毎日コムネット

【英訳名】 MAINICHI COMNET CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 守

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号

【電話番号】 03(5218)8908 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 小野田 博幸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 5号

【電話番号】 03(5218)8908 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 小野田 博幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 125,260,425円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目 8番16号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年7月14日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成23年8月23日付で有価証券報告書(第33期)及び金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出いたしましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出
3. 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）及び四半期報告書（第33期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」）といたします。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年7月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年7月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成23年8月24日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成23年8月24日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年7月14日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(以下省略)

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成23年8月24日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

提出日 平成23年8月23日

1 提出理由

平成23年8月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年8月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金11円00銭

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、伊藤守、原利典、小野田博幸、岩佐豊、西孝行、山下敬司、梅井尚志、村上義則及び齊藤守を選任する。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬等を年額2億2,000万円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内)、監査役の報酬等を年額4,000万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	65,521	101	-	(注) 1	可決 99.84
第2号議案 取締役9名選任の件					
伊藤守	65,345	253	-	(注) 2	可決 99.57
原利典	65,345	253	-	(注) 2	可決 99.57
小野田博幸	65,350	248	-	(注) 2	可決 99.58
岩佐豊	65,314	284	-	(注) 2	可決 99.52
西孝行	65,351	247	-	(注) 2	可決 99.58
山下敬司	65,350	248	-	(注) 2	可決 99.58
梅井尚志	65,309	289	-	(注) 2	可決 99.52
村上義則	65,272	326	-	(注) 2	可決 99.46
齊藤守	65,284	314	-	(注) 2	可決 99.48
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	63,871	1,723	-	(注) 1	可決 97.32

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(訂正前)

3. 最近の業績の概要

平成23年7月14日開催の取締役会で承認し、公表した第33期事業年度(自平成22年12月1日至平成23年5月31日)に係る業績の概要は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

(連結財務諸表等については、記載を省略します。)

(訂正後)

全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日	平成23年2月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第1四半期)	自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日	平成23年4月13日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第32期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日	平成23年2月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第32期)	自 平成21年12月1日 至 平成22年11月30日	平成23年3月18日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成22年12月1日 至 平成23年5月31日	平成23年8月23日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(ご参考)

第33期事業年度は決算期変更の変更期であるため6ヶ月決算となっておりますので、訂正前の組込情報に組み込んだ有価証券報告書(事業年度(第32期))等についても、ご参照ください。

以上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年2月18日

株式会社毎日コムネット

取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 正
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 茂
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社毎日コムネットの平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社毎日コムネット及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社毎日コムネットの平成22年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社毎日コムネットが平成22年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年8月19日

株式会社毎日コムネット

取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 正代表社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 豊

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社毎日コムネットの平成22年12月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社毎日コムネット及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年7月14日開催の取締役会において、株式会社KJホールディングスによる会社普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明すること、当該公開買付けに会社が保有する自己株式の一部を応募する形で第三者割当による自己株式処分を行うこと、及び自己株式処分の対象とならない自己株式の全てについて消却を行うこと、並びに、同社との間において資本業務提携契約を締結することを決議し、当該自己株式の消却を実施した。
- 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社毎日コムネットの平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社毎日コムネットが平成23年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月18日

株式会社毎日コムネット
取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 正
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社毎日コムネットの平成21年12月1日から平成22年11月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社毎日コムネットの平成22年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年8月19日

株式会社毎日コムネット
取締役会 御中

双葉監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 正
業務執行社員

代表社員 公認会計士 菅野 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社毎日コムネットの平成22年12月1日から平成23年5月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社毎日コムネットの平成23年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年7月14日開催の取締役会において、株式会社KJホールディングスによる会社普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明すること、当該公開買付けに会社が保有する自己株式の一部を応募する形で第三者割当による自己株式処分を行うこと、及び自己株式処分の対象とならない自己株式の全てについて消却を行うこと、並びに、同社との間において資本業務提携契約を締結することを決議し、当該自己株式の消却を実施した。
- 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。